（内部モデル方式の承認）

第二百八十条の十　最終指定親会社は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2　前項の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

4　金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ　デフォルト・リスク

ロ　格付遷移リスク

ハ　複合的なデフォルトに係るリスク

ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ　ベーシス・リスク

ト　回収率の変動に係るリスク

チ　ヘッジのリバランスに係るリスク

二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四　内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第二百八十条の十一　内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の包括的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三　第二百八十条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第二百八十条の十二　内部モデル方式の使用について承認を受けた最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第二百八十条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、最終指定親会社は、当該最終指定親会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百八十条の十三　金融庁長官は、最終指定親会社が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十条の十第一項の承認を取り消すことができる。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（次条において「新告示」という。）第一条第三十六号ト及び第二十六条第二項の規定は、公布の日から適用する。

（証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第二条　平成二十五年十二月三十一日までの間、最終指定親会社は、証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスクの額を新告示第二百八十条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。

○金融庁告示第六十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月三十一日から適用する。

平成二十三年五月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

第三条第二項第七号を次のように改める。

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該会社グループが行った証券化取引（会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

第三条第二項第八号中ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要